

学外単位認定制度について（単位認定の特例）

大学における各学部・学科の正規の授業科目以外に、在学中に許可を得て他大学（海外を含む）の授業科目を修得した場合、ならびに指定された技能資格の審査に合格した場合は、本学における授業科目の履修とみなすことができます。この制度（「学外単位認定制度」）には下記のようなものがあり、入学前の既修得単位と合わせて60単位を限度に単位を認定し、各学科の卒業要件単位に算入することができます。

1 横浜市内大学間の単位互換

「横浜市内大学間の単位互換に関する神奈川大学取扱規程」に基づき、許可を得て派遣された他大学において修得した授業科目の単位を認定する制度です。

詳細は本『履修要覧 - 横浜キャンパス共通 -』の4章「学則および諸規程」にある「横浜市内大学間の単位互換に関する神奈川大学取扱規程」を参照してください。

2014年度この制度が適用される大学は次のとおりです。

関東学院大学・國學院大学・鶴見大学・桐蔭横浜大学・東洋英和女学院大学（女子のみ）・フェリス女学院大学（女子のみ）・東京都市大学・明治学院大学・横浜国立大学・横浜商科大学・横浜国立大学

2 海外留学の単位認定

「学生の海外留学に関する取扱規程」に基づき、許可を得て外国の大学等で正規の授業を受け修得した単位を、本学の授業科目として個別に振り替えて認定します。単位認定をうけるためには、留学終了後に、国際課へ所定の申請書を提出してください。詳細は本『履修要覧 - 横浜キャンパス共通 -』の3章「各種案内」にある「語学研修および留学について」、4章「学則および諸規程」にある「学生の海外留学に関する取扱規程」を参照してください。

3 海外語学研修の修了による単位認定

本学が主催または推薦する海外語学研修に参加し所定のプログラムを修了した者について、所定の単位を認定します。詳細は本『履修要覧 - 横浜キャンパス共通 -』の3章「各種案内」にある「語学研修および留学について」、4章「学則および諸規程」にある「海外語学研修の単位認定に関する取扱規程」を参照して下さい。

4 各種検定試験（文部科学省認定及びそれに準じる技能資格の審査）に合格した者の単位認定

大学以外の教育施設等における学修として、文部科学省認定およびそれに準じる技能資格の審査に合格した者について所定の単位を認定します。学部学科によって認定条件が異なりますので注意が必要です。詳細は本『履修要覧 - 横浜キャンパス共通 -』の4章「学則および諸規程」にある「各種検定試験合格者の単位認定に関する取扱規程」を参照してください。